

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起算に當たるときは、その翌日)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤崎町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廢止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廢止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤崎地区山川工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事
平林鴻三

同上の区域（昭和五十三年五月一日現在の地番による。）

- 農用地利用増進規程の認可
- 保険医療機関等の指定
- 保険医等の登録

農用地利用増進規程の認可 土地改良事業計画の適否の決定 土地改良法による換地処分

土地収用法による土地の立入り（二件） 開発行為に関する工事の完了（四件）

◆企業告示 収納取扱金融機関の指定の一部改正

告示

鳥取県告示第十九十二号

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（昭和五十三年五月一日現在の地番による。）
大字山川字寺ノ条	大字山川字寺ノ条の全域、大字山川字寺地、二四の一、二四の三、二五の二から二五の五まで、二八の二、二九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇、三一及び三一の」と一体をなす国有地の一部、大字山川字中村一四〇の一、一四一の一、一四二の一、一四三、一四四の一、一四五の一、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八の一、一四九から一五一まで、一五一の一、一五一の二、一五一の九、一五一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山川字東山根一五四から一五六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七及び一五九と一体をなす国有地
大字山川字寺地	大字山川字寺地のうち一四の一から一四の三まで、一四五の二から二五の五まで、二六、二七、二八の一、二八の二、二九の三及び二九の四

大字山川字前村	二九の一から一九の三まで、三〇、三一、三一の一、九三九、九四〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山川字前村	大字山川字前村の全域、大字山川字寺地一四の二、二五一、二六、二七、二八の一、二九の一、二九の二、三〇、三一、三一の一、九三九、九四〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三一、三一の二、三二、三二の一及び九三九と一体をなす国有地並びに大字山川字中村一五二の四、一五一の六、一五一の八、一五一の一、一五一の四及びこれらと一体をなす国有地
大字山川字中村	大字山川字中村のうち一四〇の一、一四一の一、一四二の一、一四三、一四四の一、一四五の二、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八の一、一四九から一五一まで、一五一の一、一五一の二、一五一の四、一五一の六、一五一の八、一五一の九、一五一の一、一五一の二、一五一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山川字東山根	大字山川字東山根のうち一五四から一五六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七及び一五九と一体をなす国有地以外の区域
大字山川字外垣	大字山川字外垣の全域、大字山川字東海中の全域、大字山川字西屋敷一四一の五、二四一の六及び二四一の七、大字山川字西海中一六七の三、二六九の一から一七三まで、二七一から一七三まで、二七四の一から一七四の九まで、二七五、二七六の一から一七六の三まで、二七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七の一、二六八、二六九の一及び二七七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字山川字西屋敷	大字山川字西屋敷のうち一四一の五、一四一の六及び二四一の七以外の区域
大字山川字檜原	大字山川字檜原のうち一〇の一、三一〇の一、三一一の二、三一七の四、三一八の二、三一九の一、三一〇、三一一の四、三一八の二、三一九の一、三一〇、三一一の四、三一一の五及びこれらと一体をなす国有地
大字山川字西海中	大字山川字西海中のうち一六七の三、二六九の一から一六九の三まで、二七一から一七三まで、一七四の一から一七四の九まで、二七五、二七六の一から一七六の三まで、二七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七の一、二六八、二六九の一及び二七七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字名称	大字山川字東海中

鳥取県告示第十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を休止し、又は廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	休、廢 止 年 月 日
巨島医院福部分院	岩美郡福部村細川六六三番地五	昭和四十二年五月三十一日
蒲生 診 療 所	岩美郡岩美町蒲生九三	昭和四十五年十一月二十五日
福部村国保診療所	岩美郡福部村細川六六八番地	昭和四十七年一月一日
小杏畑林療院	岩美郡岩美町本庄四九八番地	昭和四十年三月二十九日
中山医院分院	八頭郡郡 町大字久能寺	昭和四十一年七月三十日
私都 診 療 所	八頭郡若桜町大字岩屋堂一一三番地	昭和四十三年三月三十一日
岡垣 医 院	八頭郡若桜町中町	昭和四十五年三月三十一日
中尾 医 院	八頭郡若桜町大字若桜四二〇番地	昭和四十九年十二月五日
南中尾 医 院	八頭郡若桜町中町	昭和五十一年七月三十一日
鳥取市今町一丁目		昭和五十三年十一月三十日

津 村 薬 局	前 田 薬 局	衣 笠 薬 局	倉 繁 薬 科 医 院	熊 野 薬 科 医 院	三 代 薬 科 医 院	日 南 駅 国 保 直 営 診 療 所	野 々 村 医 院	伊 王 野 医 院	羽 合 町 国 保 直 営 診 療 所	東 伯 町 国 保 直 営 診 療 所	伊 藤 医 院	足 立 眼 科 医 院	前 田 医 院	國 民 健 康 保 険 直 営 神 戸 診 療 所	鳥 取 市 中 砂 見 三 七 一 番 地 一	昭 和 四 十 一 年 三 月 三 十 一 日
																昭 和 五 十 三 年 十 一 月 三 十 日
																昭 和 五 十 三 年 一 月 四 日
																昭 和 五 十 一 年 四 月 二 十 二 日
																昭 和 三 十 五 年 二 月 一 日
																昭 和 四 十 六 年 九 月 三 十 日
																昭 和 五 十 二 年 八 月 二 十 一 日
																昭 和 四 十 八 年 三 月 三 十 一 日
																昭 和 四 十 六 年 七 月 一 日
																昭 和 四 十 七 年 四 月 一 日
																昭 和 五 十 三 年 三 月 二 十 四 日
																昭 和 五 十 二 年 六 月 三 十 日
																昭 和 四 十 七 年 三 月 三十一日
																昭 和 三 十 六 年 十 月 三 十 一 日

高橋薬局	氣高郡青谷町浜町三七六八番地	昭和四十一年九月十日
大谷薬局	氣高郡青谷町青谷四〇二一番地三	昭和四十五年四月七日
だるま薬局	鳥取市東町三丁目一八五番地	昭和四十四年三月一五日
株式会社乾薬局	鳥取市御弓町五六番地	昭和五十三年五月十六日
平井薬局	鳥取市元大工町四七番地	昭和五十二年三月十三日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二一五番地	昭和五十一年七月八日
岩間薬局	倉吉市瀬崎町二七七一番地	昭和五十一午年十二月三十一日
トーゴー薬局	東伯郡東郷町松崎旭	昭和四十八年六月一日
崎山薬局	東伯郡赤崎町出上三〇三番地一	昭和五十二年十月二十六日
家森薬局	米子市角盤町二丁目一七八番地一	昭和五十二年九月三十日
カクバン薬局	米子市茶町一七番地	昭和五十二年五月三十一日
川人回生堂薬局	日野郡溝口町溝口	昭和五十二年四月十一日
ウチダ薬局		

鳥取県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づく

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十
五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立眼科医院	鳥取市今町一丁目二六番地	昭和五十三年十二月一日
伊藤医院	東伯郡北条町江北八一番地	"
熊野歯科医院	倉吉市西町二六八二番地	"
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目八番地二	"
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八番地	"
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八番地五	"
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目一六一一番地	"
イヌイ薬品株式会社	鳥取市御弓町五六番地	"
岩間薬局	鳥取市元大工町四七番地	"
崎山薬局	東伯郡赤崎町德万二〇一一番地六	"
家森薬局	東伯郡赤崎町赤崎三〇三番地一	"
平井薬局		"

小林薬局 上井店	倉吉市上井二二三番地四	
川人薬局	米子市茶町二二番地	"
梶川薬局	八頭郡智頭町智頭一六六四番地	"
米子薬局	八頭郡智頭町智頭一六六四番地	"
米子薬局 東伯郡大栄町由良宿一五六	米子市茶町六五	"
船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万字西垣一七三四一一	昭和五十三年十二月十三日
米子薬局	八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町用瀬三六八
米子薬局	八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町用瀬三六八

鳥取県告示第十九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
河田知啓	鳥医第一、三二七号	昭和五十三年十一月二十七日
坂本雅彦	鳥医第一、三二八号	"
徳島武	鳥医第一、三二九号	"
浅川庄二	鳥医第一、三三〇号	昭和五十三年十一月三十日
山口春美	鳥医第三六六号	昭和五十三年十一月二十九日
長谷川昭子	鳥医第三九一号	昭和五十三年十二月一日

鳥取県告示第十九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十九十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十一条の三第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の認可をしたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地
国府町農用地利用増進規程	昭和五十三年十二月八日	岩美郡国府町大字町屋 国府町役場
若桜町農用地利用増進規程	"	八頭郡若桜町大字若桜 若桜町役場
東伯町農用地利用増進規程	"	東伯郡東伯町大字法方 東伯町役場

鳥取県告示第十九十八号

昭和五十三年九月十八日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（井手地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤崎町から同町が行う土地改良事業に係る赤崎地区山川工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
昭和五十三年十二月十六日から二十六日間
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線国鉄上石見線、根雨線及び上管線新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
大字津地、大字安原及び大字上管並びに同郡日南町大字花口、大字神戸、大字津地、大字下菅、大字中管、大字根雨、大字野田、大字上石見及び大字中石見地内

四 立ち入ろうとする期間
昭和五十三年十二月十五日から昭和五十五年十二月十四日まで

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県告示第千百一号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一起業者の名称
中国電力株式会社

二 事業の種類

電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十九号）に基づく電気工作物（水力発電所）の設置

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字八河谷、大字芦津、大字大呂、大字西野、大字大内、大字郷原、大字毛谷、大字篠坂、大字南方、大字智頭及び大字市瀬地内

四 立ち入ろうとする期間
昭和五十三年十二月十五日から昭和五十五年十二月十四日まで

鳥取県告示第千百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十三年四月十八日 鳥取県指令受米土雜第三百五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市西三柳二八七番地二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西三柳二八七番地二
代表取締役 持田友延

鳥取中央三菱自動車販売株式会社

鳥取県告示第千百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開發許可の年月日及び番号
昭和五十三年七月一日 鳥取県指令受都計第二百九十一号

二 開發区域に含まれる地域の名称
鳥取市吉成字財ノ木

三 開發許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市田園町四丁目三六〇番地

エヌ・ケイ・ティ興産株式会社

代表取締役 満倉淳吉

鳥取県告示第千百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年一月二十五日 鳥取県指令受都計第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字当成及び字当成東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市東灘区甲南町四丁目一三番一五号

愛和建設興業株式会社
取締役社長 谷岡治夫

鳥取県告示第千百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年七月二十九日 鳥取県指令受都計第百八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字七郎兵衛開ノ武

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡淀江町淀江五五五番地 長谷川 正

企 業 告 示

鳥取県企業告示第三号

昭和五十三年八月鳥取県企業告示第一号（収納取扱金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

なお、米子東支店に関する部分は、昭和五十三年十二月二十日から施行する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中

米子駅前支店

米子市東町

米子駅前支店

米子市

明治町

に、

旗ヶ崎支店

米子市旗ヶ崎

旗ヶ崎支店

米子市旗ヶ崎

米子市中島

に、

境港市明治町

境港市明治町

境南支店

境港市明治町

誠道支店

に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 烏 取 県 【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】